

番号 00320 B

令和 3年 2月 25日

福岡運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
久留米 100 あ 7498 車		令和 3年 2月 25日 名	令和 3年 2月	普通乗車定員	貨物最大積載量	事業用	バン	[021]
日野		[262]		2人	2300kg	5580kg	7990kg	
FD2AB-122044		型式		原動機の型式	878cm	249cm	351cm	2420kg
2KG-FD2ABG		A05C		5.12kW	軽油	型式指定番号		3160kg
使用者の氏名又は名称		株式会社 翔運						
使用者の住所		福岡県八女市龍ヶ原39-5 [40507 0412]						
使用の本拠の位置		***						
有効期間の満了する日		令和 5年 2月 24日						
備考		【本自動車検査証発行時における所有者情報】 所有者の氏名又は名称 三井住友ファイナンス&リース株式会社 所有者の住所 東京都千代田区丸の内1丁目3-2 [90085] ----- [久留米], 新規登録 自動車重量税額 ¥20,800 [30年度税制] 令和3年2月25日 新規登録 50%減税措置済み 平成27年度燃費基準達成車 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 車両安定性制御装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車						
		使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 平成28年騒音規制車, 騒音カテゴリ N2B1A 近接排気騒音値 89dB, 測定回転数 1,725rpm (旧基準適用時測定回転数 1,725rpm) マフラー加速騒音規制適用車 [その他検査事項] [201] パワーゲート付 (920) 燃料タンク 1個 200L 以下余白						

裏面もご覧下さい。



申告区分 1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 8. その他()		取得原因 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()		課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()		種別割 環境性能割	
登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 久留米 - 100 - 7498		旧登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号		登録(取得・変更・廃車等)年月日 年号 5 3 年 0 2 月 2 5 日		初度登録年月(初度検査年月) 年号 5 3 年 0 2 月	
住所又は所在地 〒100-0005 (都道府県・市町村名・番地までを記入) 東京都千代田区丸の内1丁目3-2 (ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)		用途 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特種用途自動車 10. その他() 11. バス(一般貸切用)		車名(通称名) 日野		型式 2KG-FD2ABG	
乗車定員 2 人()		最大積載量 2,300 kg()		車両重量 5,580 kg		車両総重量 7,990 kg	
原動機の型式 A05C		長さ cm		幅 cm		高さ cm	
車検有効期限 令和 5 年 2 月 24 日		商品車である場合の古物商許可番号		総排気量又は定格出力 5.12 kw		ローター数 1	
主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入 使用者住所地に同じ()		取得前の用途 1. 営業用 2. 自家用 3. その他()		燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()		類別区分番号 2	
住所又は所在地 東京都千代田区丸の内1丁目3-2 (フリガナ)氏名 三井住友ファイナンス&リース株式会社 (印)		通常の取得価額 車両本体(課税標準基準額) 7,447,000 円 付加物 000,000 円 付加物(品名) (価額) 円		課税標準額 3,947,000 円		税額 1.00/100 3,940 円	
住所又は所在地 福岡県八女市龍ヶ原39-5 (フリガナ)氏名 株式会社 翔運		税率区分 記載要領14を参照 46		環境性能割 減免額・減免後の額		種別割 減免額・減免後の額	
税額の合計 00,040 円		納税済証 25.02.21		文字はかい書で、ていねいに記入してください。		(備考) 1 自動車税の種別割は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者(買主)が納税義務者となります。 2 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。 3 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。	